

「公正取引委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改定案）」に対する意見募集について

令和5年8月9日
公正取引委員会

公正取引委員会は、障害を理由とする差別の解消を推進する観点から、「公正取引委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（以下「対応要領」といいます。）を作成し運用してまいりました。

このたび、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を改正内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第56号）が令和6年4月に施行されることに伴い、令和5年3月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）が閣議決定されたことを踏まえ、対応要領の改定案を作成いたしました。

つきましては、別紙「公正取引委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改定案）」について、後記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

記

1 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (2) 公正取引委員会のホームページに掲載
- (3) 公正取引委員会事務総局官房人事課（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課（那覇市）において供覧

2 意見提出方法

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房人事課
	電話 03-3581-5475（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp

<電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームの場合>

「e-Gov パブリックコメント」(URL:<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
画面中の「意見募集案件」の「公正取引委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改定案）」に対する意見募集についてから、意見募集要領等を確認後、「意見入力へ」をクリックし、「意見入力」から提出意見の内容を御記載ください。

<電子メールの場合>

電子メールアドレス：sabetsukaisyo-jftc2023-O-jftc.go.jp

公正取引委員会事務総局官房人事課

パブリックコメント担当 宛て

迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。

電子メールの件名は「公正取引委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改定案）に対する意見」と明記してください。

※1 電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

※2 添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

<郵送の場合>

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局官房人事課

パブリックコメント担当 宛て

3 意見提出期限

令和5年9月11日（月）18：00必着

4 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。